

指定障害福祉サービス事業者の指定取消について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、次の指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消しましたので、お知らせいたします。

記

1 対象事業者

法人名 株式会社あじさいの花

代表者 代表取締役 市川孝子

所在地 倉敷市片島町5番地7

2 対象事業所

(1) 事業所名称 あじさいの夢

事業種別 就労継続支援A型

所在地 倉敷市水島南幸町3-60

指定年月日 平成27年2月1日

(2) 事業所名称 あじさいの森

事業種別 就労継続支援A型

所在地 倉敷市松島1093-8 ルネス21 1階

指定年月日 平成27年9月1日

3 指定取消日

平成30年12月14日

4 処分の理由

事業者の責務違反（法第50条第1項第2号）

事業者が事業の廃止の届出をしたときは、引き続きサービスの提供を希望する利用者に対して、必要な福祉サービスが提供されるよう、他の事業者等と連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならないと定められているが、当該措置がとられていない。